

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告 示

ページ

○救急医療機関の撤回の届出	(医療整備課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件)	(教育庁高校教育課)	七
○教育委員会 教育委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会		七
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八

## 告 示

○宮城県告示第六百七十一号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十四年八月二十二日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
三浦病院	大崎市古川三日町二丁目三・四十五

○宮城県告示第六百七十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五〇〇四七三	NPOドリーム・グリーン・プロジェクト 大崎市岩出山字二ノ構三番地一	就労移行支援	特定非営利活動法人ドリーム・グリーン・プロジェクト	平成二十四年九月一日

○宮城県告示第六百七十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日

〇四二一五〇〇四七三		特定非営利活動法人ドリーム・プロジェクト	
変更前	大崎市鳴子温泉字星沼十番地一	変更後	大崎市岩出山字二ノ構三番地一
		平成二十四年四月十一日	

〇宮城県告示第六百七十四号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年十月二十四日	角田市 角田	午後二時三十分から午後三時三十分まで	角田市農村環境改善センター
同 十月二十五日	角田市 豊室・横倉・小田北郷・西根・桜	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市農村環境改善センター
同 十月二十六日	角田市 枝野・藤尾・東根	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市農村環境改善センター
同 十月三十日	巨理町 全 域	午後二時三十分から午後三時三十分まで	巨理町役場B & G 海洋センター 体育館
同 十月三十一日	巨理町 全 域	午後二時三十分から午後三時三十分まで	巨理町役場B & G 海洋センター 体育館

〇宮城県告示第六百七十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百九十九加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）	平成二十四年八月二十四日	宮城県松島町手樽字名籠二十六片平良一宮城郡松島町手樽字荒	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百二十九号）	十九人

宮城県第百四十三加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）	平成二十四年八月二十七日	牡鹿郡女川町尾浦字鯛小浜三十五吉城郡女川町尾浦町二阿部吉郎	田十一 梅森 正孝	三号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）	九人
-------------	--------------------------	--------------	-------------------------------	-----------	------------------------	----

〇宮城県告示第六百七十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を平成二十四年九月七日から平成二十四年九月二十一日まで縦覧に供する。  
平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧場所
巨理郡巨理町荒浜字御守屋六番地 菊地 伸悦	巨理町加入区	宮城県漁業協同組合	巨理郡巨理町荒浜字築港通り二十五宮城県漁業協同組合巨理支所

〇宮城県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
本吉郡南三陸町志津川字荒坂五六番一地从前	同郡同町志津川字荒坂五六番一地从前まで	前	六・〇	一一・八
後	後	後	一一・三	一一・八

○宮城県告示第六百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
青葉沢1	土石流	仙台市青葉区川内（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城土木事務所
青葉沢2	土石流	仙台市青葉区川内（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城土木事務所
山屋敷沢1	土石流	仙台市青葉区荒巻字青葉（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城土木事務所
山屋敷沢2	土石流	仙台市青葉区川内、同区荒巻字青葉、同区川内亀岡町、同区川内山屋敷（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城土木事務所

東黒松の3	東黒松の2	山屋敷	川内の3	西花苑の2	西花苑の1	松森沢	朴ノ木沢	板橋沢2	板橋沢1	長坂沢	五ツ森沢2	大森沢	坂下	谷津川1	明神前沢	青木沢	天神沢	沢田川2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
仙台市泉区東黒松、同区七北田字八乙女（次の図のとおり）	仙台市泉区東黒松、同区南光台五丁目、同区七北田字八乙女、同区松森不動（次の図のとおり）	仙台市青葉区川内山屋敷、同区荒巻字青葉（次の図のとおり）	仙台市青葉区川内（次の図のとおり）	仙台市青葉区西花苑二丁目、同区折立六丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区西花苑二丁目、同区折立六丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区松森内町（次の図のとおり）	仙台市泉区西田中字朴ノ木山、同区西田中字朴ノ木、同区西田中字西沢東、同区西田中字台（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字板橋（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字板橋（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字長坂（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字五ツ森（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字五ツ森（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字五ツ森（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字白山（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字白山（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字白山（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字館（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字館（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字西風蕃山、同区下愛子字館（次の図のとおり）

町	高畑	山屋敷の2	栗生二丁目	西花苑の5	向陽台の1	黒松三丁目	西花苑の3	三居沢	西田中	泉ヶ丘の2	南光台	本屋敷の2	本屋敷の1	天神沢	山の寺の1	内町の2	内町の1	鹿島
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	仙台市青葉区大倉字高畑(次の図のとおり)	仙台市青葉区川内山屋敷、同区荒巻字青葉(次の図のとおり)	仙台市青葉区栗生二丁目、同区西花苑一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区折立三丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区折立三丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区黒松三丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区折立六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区荒巻字三居沢、同区荒巻字青葉(次の図のとおり)	仙台市青葉区西田中字山崎、同区西田中字根岸、同区西田中字根岸南(次の図のとおり)	仙台市青葉区七北田字大沢明通(次の図のとおり)	仙台市青葉区南光台六丁目、同区松森字前ヶ沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区市名坂字天神沢一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区市名坂字天神沢一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区市名坂字天神沢一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区山の寺一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区松森字内町(次の図のとおり)	仙台市青葉区松森字内町(次の図のとおり)	仙台市青葉区松森字下町、同区松森字鹿島、同区市名坂字本町(次の図のとおり)

西沢	沢田川2	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
土石流	土石流			仙台市青葉区下愛字字館(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
土石流	土石流			仙台市青葉区西田中字朴ノ木山(次の図のとおり)	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百七十九号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。  
平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

松陵二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区松陵一丁目、同区鶴が丘二丁目(次の図のとおり)
成亥沢	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区鶴が丘二丁目(次の図のとおり)
平場	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区福岡字平場(次の図のとおり)
山の寺の4	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区山の寺二丁目(次の図のとおり)
台	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区西田中字朴ノ木山(次の図のとおり)
下倉	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区大倉字下倉、同区大倉字岩下、同区大倉字高畑、同区大倉字宮前(次の図のとおり)
川内三十人町	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻字青葉(次の図のとおり)
白山	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区下愛字字白山、同区下愛字字青葉(次の図のとおり)
南ノ沢	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区大倉字南ノ沢、同区大倉字高畑(次の図のとおり)
白山	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区下愛字字白山、同区下愛字字戸内前(次の図のとおり)

公 告

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年九月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩 巨理郡巨理町逢隈中泉字本木八番二、十九番二十一番、二十二番、二十三番、二十四番及び二十五番
-----------------------------	--

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号 株式会社みつば
------------------------------

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 操船シミュレータ 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十五年三月二十九日（金）
- 4 納入場所 宮城県気仙沼向洋高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

<p>している」と認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。</p> <p>9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年九月二十七日（木）午後五時までに提出すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 電子調達システムの利用</p> <p>(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五）</p> <p>3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年九月二十七日（木）まで２あて申し出ること。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査</p> <p>(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年九月二十五日（火）から平成二十四年十月三日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十月三日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p>	<p>(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等</p> <p>(一) システムを用いて入札する場合</p> <p>入札期間 平成二十四年十月十日（水）午前九時から平成二十四年十月十八日（木）午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合</p> <p>イ 日時 平成二十四年十月十八日（木）午後五時</p> <p>ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>平成二十四年十月十九日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p>
--	---

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第十八号）第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Shiphandling simulator 1 set
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 29, 2013
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Kesenuma Koyo Senior High School
- 4 Deadline for Bid : Thursday, October 18, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 1 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県志津川高等学校 一式
  - 2 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県工業高等学校 一式
  - 3 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県石巻商業高等学校 一式
  - 4 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県田尻さくら高等学校 一式
  - 5 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県黒川高等学校 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年八月二十三日

四 落札者の名称及び所在地

- 1 一の一の調達案件 東京センチュリーリース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一

番号

- 2 一の二の調達案件 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 3 一の三の調達案件 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 4 一の四の調達案件 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号
- 5 一の五の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額

- 1 一の一の調達案件 二千九百六十六万六千四百円
  - 2 一の二の調達案件 二千七百二万七千六百円
  - 3 一の三の調達案件 一億三千五百万円
  - 4 一の四の調達案件 三千三百五十七万円
  - 5 一の五の調達案件 一千八百十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年七月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年八月二十三日
- 四 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一千四百七十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年七月十三日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定によ

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年九月七日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一日 時 平成二十四年九月十三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育功績者表彰について

2 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百一号

平成二十四年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十四年九月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三七、九七四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八三、一一六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七八、一三三	岩 沼 選 挙 区	一一、六九二
宮 城 野 選 挙 区	四九、八六三	登 米 選 挙 区	二二、五七九
若 林 選 挙 区	三五、一七六	栗 原 選 挙 区	二一、二四六
太 白 選 挙 区	六〇、二七二	東 松 島 選 挙 区	一〇、九三一
泉 選 挙 区	五七、八二五	大 崎 選 挙 区	三七、〇七一
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四四、三九六	柴 田 選 挙 区	二二、〇〇〇
塩 釜 選 挙 区	一五、八五三	亘 理 選 挙 区	一三、三六七
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二二、七〇三	宮 城 選 挙 区	一三、五七一
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、四五六	黒 川 選 挙 区	二二、三八三
名 取 選 挙 区	一九、〇六八	加 美 選 挙 区	九、二三五
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一三、一六一	遠 田 選 挙 区	一一、〇三四
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二一、八八九		

○宮選管告示第百二号

平成二十四年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十四年九月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三八三、一一六